

地球のためにできることは？

アースデイむなかた10万人アクション

赤間地区で昨年11月3日に夢灯笼まつりが開催され、約20団体が作成した3,000本の竹灯笼が飾られました。訪れた人々は灯笼の灯りがつくる幻想的な世界に感動していました。



幻想的な光が魅力的な竹灯笼

同日、「アースデイむなかた10万人アクション」として夕方から1時間程度、各家庭での消灯の呼びかけを実施。赤間地区では9月にもアースデイとして「地球のために家族でできることから始めよう」をテーマに活動を実施。その取り組みについての感想を赤間地区の子どもたちから募集し、表彰式を夢灯笼まつりで実施しました。



賞状をもらってにっこり笑顔の松川さん、占部さん、村井さん（左から）

最優秀賞に輝いた赤間小5年の松川遥夏（はるか）さんは「毎日電気をたくさん使っているけれど、一度消してみることで無駄に使っていることに気付きました。ろうそくの灯りの中で、お母さんと歌ったり、話したりしました。これからも電気の無駄遣いをせず、こまめに消したり、エアコンの温度を調節したりして節電に取り組んでいきたいです」と話してくれました。

最優秀賞	松川遥夏さん	赤間小5年
優秀賞	村井宝乃さん	赤間小4年
	占部心乃香さん	赤間小2年

■問い合わせ先 環境課 ☎(36)1421



昨年最優秀賞を受賞した玄海ニュータウン自治会の花壇

- 主な配布条件
- ▽設置場所 約4坪以上道路に面している市内の土地
- ▽花壇の規模 5平方坪以上
- ▽フラワーポット 20基以上(20坪以上×60坪程度)
- *花苗数に限りがある

- ▽11月 花苗配布(冬季)
- 問い合わせ先
- ▽正助ふるさと村 ☎(35)1100
- ▽維持管理課 ☎(36)7471

市では、花、緑のあるまちづくり事業を、正助ふるさと村に委託して、花苗の配布を、個人・団体を対象に実施しています。詳細は、正助ふるさと村に問い合わせを。

花いっぱい運動

そのため、申請本数は希望に添えない場合があります



市から

専用水道及び簡易専用水道に係る事務の権限移譲

水道法の改正に伴い、昨年4月1日から「専用水道（*1）及び簡易専用水道（*2）に係る事務」が県から市に移譲され、水道事業の経営を実施している宗像地区事務組合を窓口として、事務の共同処理をお願いしています。専用水道、簡易専用水道の条件に該当する設置者は、水道法に基

市税などの延滞金の割合が改正

平成26年1月1日以降に対応する市税、国民健康保険税、その他の歳入（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料など）の延滞金の割合が、特例基準割合に年7・3%の割合を加算した割合（上限14・6%）に改正されます。ただし、納期限の翌日から1カ月は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限7・3%）になります。

（*1）居住人口が100人超の居住に必要な水を供給する水道施設か、人の飲用、その他省令で定める目的のために使用する、1日最大水量が20立方坪を超える水道施設（公共施設、病院、宿泊施設など）

（*2）受水槽の有効容量が10立方坪を超える水道施設（公共施設、共同住宅、病院、アパートなど）

■詳細は問い合わせ先

■問い合わせ先 宗像地区事務組合施設課 ☎(62)0975

都市計画案の縦覧

の特例基準割合は1・9%）

●参考

▽平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞金の割合 14・6%

▽平成26年1月1日以降同年12月31日以前の期間に対応する延滞金の割合 9・2%

■問い合わせ先 収納課 ☎(36)5392

●概要

①宗像都市計画公園桜花公園の決定(市決定)

②宗像都市計画公園葉山第4号公園の変更(市決定)

③荒開地区地区計画の変更(市決定)

●縦覧期間 1月6日(月)～同20日(月) 午前8時30分～午後5時

●土・日曜日、祝日を除く

●縦覧場所 都市計画課(本館2階)

●「意見書の提出ができる」市民、利害関係者

●「意見書の提出方法」

●提出締切日 1月20日(月)

●提出先 都市計画課

●郵送 811・349

●2/住所不要

●郵送の場合は消印有効

●FAX (37)1242

●E-mail fts@city.muna.katafukuoka.jp

●意見書の様式例は縦覧場所にあり

市民図書館協議会委員募集

*提出された意見書の要旨は、市都市計画審議会に提出

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(36)1484

●委員の役割 学識経験者や教育関係者、ボランティアから構成される図書館協議会の中で、市民代表として図書館の運営やサービスについて広く意見する

●委嘱期間 4月1日(火)～平成28年3月31日(木)

●応募要件 市民図書館に関心のある20歳以上の市民

●協議会開催日 原則、平日昼間に年2回程度開催

●募集人数 2人

●採用 書類選考で決定

●申込締切日 1月29日(水) 必着

●提出書類

①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号を明記したもの

▽「図書館に期待すること」をテーマに400字詰め原稿用紙1枚にまとめたもの

*提出書類は返却不可。不採用の場合は全て破棄

●申込先 市民図書館

●郵送 811・343

●7/久原400

■問い合わせ先 市民図書館 ☎(37)1321

自営業・フリーランスの皆さまへ。国民年金基金は「節税」に有利です！

平成25年4月から、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方も、国民年金基金に加入できるようになりました。

年金を納めている時は

掛金の全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されます。

例：課税所得380万円の場合
※所得税20.42%、住民税10%



●年金を受け取る時も

国民年金等の公的年金と併せて公的年金等控除の対象となります。

●万が一の時も

遺族の方が受け取る遺族一時金は全額非課税扱いとなります。

わかりやすい資料をお送りします！

フリーダイヤル ロゴ ヨイクニ

福岡県国民年金基金

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号(博多新三井ビル11階)
TEL 092-413-8713 FAX 092-414-5502
■ホームページ http://www.fukuokakikin.or.jp



0120-65-4192

